

令和5年11月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和5年11月10日 午後2時10分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和5年11月10日 午後2時26分

3 委員氏名

(1)出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	村山 令子
元満 壽次	安武 昇	吉住 勝実	仁部 誠二
薄 隆太	宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜

(2)欠席者

荒牧奈緒子	西 孝則	渋田 佳規	高原 尚広
-------	------	-------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係	松尾翔太郎
係	長井 啓子
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）
議案第2号 農地法第5条（知事）
議案第3号 利用権の設定（農用地利用集積計画の決定）
報告第1号 農地法第4条（届出）
報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後2時10分開会

○事務局長（ 君） それでは、令和5年11月期定例農業委員会開会の前に、出席委員の確認をいたします。

本日、 委員、 委員、 委員、 委員から欠席連絡をいただいております。本日の出席委員数は16名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件

を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、■会長、よろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） それでは、進めたいと思います。ちょっと声がかがらで、大変聞き取りにくいと思いますが、御勘弁をお願いいたします。

.....

○議長（■■■■君） 本日の議事録署名人は、■■■■委員と■■■■委員のお2人をお願いいたします。よろしくどうぞ。

.....

○議長（■■■■君） それでは、第11回定例総会の議事に入ります。

日程1、議案第1号農地法第3条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

○係（■■■■君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号11—17について説明いたします。

今回の申請は農地法第3条の申請による譲渡人の義理の兄弟及び姪に当たる譲受人に贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在、年齢52歳と77歳の親子で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約20年と伺っております。農業経営状況としましては、露地野菜、果樹、花卉の栽培を行っておられます。所有する農機具は、トラクター、管理機、防除機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページを御覧ください。

今回の申請地は、青柳区公民館の北側に位置する斜線部の1筆です。今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていききたいとのことです。本件については、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。御審議のほどお願いいたします。

○議長（■■■■君） 説明が終わりました。質問、意見等がございましたらお願いいたします。——ないようですので、採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手9／9名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成です。ありがとうございます。

.....

○議長（■■■■君） 続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請について、まず申請番

号11-12、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） 議案説明に入る前に、第5条の申請2件については、今年2月の農業振興地域整備計画の変更手続の際に既に現地確認済みのため、カラー刷りの現地写真を添付しております。併せて御参照ください。

それでは、議案書3ページ、農地法第5条の許可申請、申請番号11-12について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により贈与を行い、自己用住宅に転用する内容です。申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。また、本申請地は令和5年10月11日付で農振農用地からの除外手続が完了していることから、農地法の申請に至っております。位置図の説明をいたします。議案書の4ページをお開きください。

申請地は、大人橋の北側に位置する斜線部の1筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、東側に農地の広がりがあり、広がり10haを超えることから第1種農地と判断しております。しかしながら、相当数の家屋が連担する集落に接している住宅であることから、例外的に許可可能なものであると判断しております。

次に、計画図等を説明いたします。5ページに現況図兼断面図、6ページに計画平面図を記載しております。

5ページをお開きください。

転用区域内の北西側の2052の3の一部と記載のあるところは、地目が農地以外のため併用地と判断しております。

続いて、6ページをお開きください。

計画では、自己用住宅として使用いたします。

次に、雨水雑排水について説明いたします。

雨水排水は、宅内から集水桝を通して、南側の農業用水路に接続します。污水排水は、宅内から南側の市道の集落排水に接続します。

次に、切土盛土について説明いたします。5ページをお開きください。

申請地内において、切土は行わず、盛土は最大で50cm程度の計画となっております。

隣地境界は敷地内にのり面を形成し、境界は既存のコンクリートブロックによる土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和5年10月18日付で敷地内西側の農業用ヒューム管はそのまま存置することの条件付きの水利承諾書の提出があります。併せまして、区域委員の署名捺印をいただい

ていることから、事務局で受理しております。

説明は以上となります。地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） はい。

○委員（ 君） 開発委員会を2回行いまして、第1回目は令和4年3月6日に開発区域の古賀市薦野2052番の1に設けられている当該水路の取扱いについて、古賀市農林振興課と工事請負者との間で協議がなされ、その結果、当該水路の維持管理は市農林振興課が責任をもって行うこと、ヒューム管の外側から20cm以上離れてブロック塀を設置することが承諾され、現地を確認した結果、特に問題がないと判断し承認していましたが、市が行う地籍調査事業に当たり、令和5年2月10日、古賀市農業委員会定例総会において、古賀市農業振興地域整備計画の変更について承認されました。

第2回目は、令和5年10月18日におかれまして、農地転用とともに敷地内の農業用ヒューム管については、そのまま存置することが承諾され、変更された書類を確認した結果、問題ないと判断し、承認しております。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。説明が終わりました。質問、御意見ありましたらよろしくお願いいたします。——ないようですので、採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手9／9名]

○議長（ 君） 全員賛成です。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第2号、11—13について、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案書3ページにお戻りください。

農地法第5条の許可申請、申請番号11—13について説明いたします。

今回の申請は、薦野清滝地区の圃場整備事業区域で文化財の試掘を行った結果、本掘が必要と認められ、掘削する箇所に農地が含まれていたことから、申請人が農地法第5条の申請による使用貸借を行い、発掘調査のための一時転用を行うという内容です。調査後は、農地への復旧を行います。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の7ページをお開きください。

申請地は、清瀧寺の西側に位置する斜線部の7筆です。

次に、農地区分を説明いたします。

本申請地は、西側に農地の広がりがあり、広がりが10haを超えることから第1種農地と判断しておりますが、発掘調査のための一時転用は可能となっております。

次に、計画図等を説明いたします。

8ページに現況図、9ページ、10ページに計画平面図、11ページに断面図を記載しております。

9ページから11ページをお開きください。

枠囲みで図示している箇所が、一時転用の許可を受け発掘作業を行う場所です。発掘作業ですので、想定ではありますが、記載の断面図の形で30から50cm程度の掘削を行い、最下部で隣地農地に影響が見込まれる場合は、泥水が流出しないよう素掘りの側溝や柵状の掘込みを設ける計画です。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、令和5年10月23日付で無条件の水利承諾書の提出があつています。併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しています。

説明は、以上になります。地元委員さんから補足等ありましたら、よろしく願います。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 農区としては日にちを確認し、条件として発掘調査終了後、農地を元どおりにすることを確認して、問題ないと判断し署名捺印をしています。

御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。御質問ありましたら、お願いいたします。――圃場整備に伴う発掘調査ですので、問題はなかろうと思います。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手9／9名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

.....

○議長（ 君） それでは、議案第3号利用権の設定について、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法の一部改正をする法律附則第5条第1項により、「市町村は農業委員会の決定を得て、農用地利用集積計画を定めることができる」となっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、新規で2件、更新で1件の申出があつております。

それでは、御説明いたします。

申請番号11-22については、 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

[委員 退席]

○係 (君) それでは、御説明いたします。

新規の申出につきまして、12ページを御覧ください。

申請番号11-22、筈内にある2筆で面積1,500m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年12月1日から令和10年12月までの貸し借りとなっております。

申請番号11-23、筈内にある2筆で、面積2,756m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年11月13日から令和10年12月末までの貸し借りとなっております。

13ページを御覧ください。

申請番号11-24は更新案件となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

最後に、新規の利用権設定については、全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 (君) 説明が終わりました。御質問等ありましたら、お願いいたします。——
ようございますかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長 (君) 賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手9/9名]

○議長 (君) 全員賛成です。

以上で議事をすべて終了しました。

午後2時26分閉会